

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和八年度答申第十一号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和八年十月二十二日

広島県知事 横 田 美 香

諮問庁：広島県知事（被爆者支援課）

諮問日：令和7年7月29日

（令和7年度諮問第6号）

答申日：令和8年10月6日

（令和8年度答申第11号）

答 申 書

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和6年2月27日付けで審査請求人（以下「審査請求人」という。）から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った被爆者健康手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事（被爆者支援課））の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和7年7月4日付け5審理第171号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和7年7月29日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書4に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書6に記載のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不当であるかについて

(1) 被爆者健康手帳の交付の申請に対する審査に当たり、申請者の申請内容が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「法」という。）

第1条各号のいずれかに該当し、かつ、当該申請内容が確からしいということを、何らかの資料によって客観的に確認することは、被爆者健康手帳交付事務の適正な運用のためには、必要な対応であると認められる。

- (2) 審査請求人に、法第1条第2号に該当する事実（以下、同条各号に該当する事実を「被爆事実」ということがある。）があると認められるか否か、すなわち、審査請求人が、原子爆弾が投下された後、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下「政令」という。）第1条第2項に規定する期間内（広島市については、昭和20年8月20日まで）に同条第3項に規定する別表第2第1号に掲げる広島市内に入ったことが何らかの資料により客観的に確認できるかどうかについては、次のとおりである。

ア 被爆者健康手帳交付申請書及び面接聴取票によると、審査請求人は、昭和20年8月13日に、父の安否確認のため、母及びBと一緒に、D周辺で入市被爆した旨申し立てている。

イ 本件申請について、処分庁は、一緒に入市したとされる母が被爆者健康手帳を取得した際の資料を調査したが、入市の日時及び期間欄には「昭和20年8月7日午前9時～10時頃、1日間」との記載があり、審査請求人が入市したと申述する8月13日と相違しており、審査請求人に関する記載もなかったことが認められる。

ウ さらに、処分庁は、一緒に入市したとされるBについても調査したが、Bに係る資料は見当たらず、また、Bの娘・Cは、審査請求人の小学校、中学校の同級生であったことは確認できたが、CからBを特定することができなかったことが認められる。

エ なお、処分庁は、審査請求人の姉からは、前回の審査請求人の被爆者健康手帳交付申請後に亡くなられたため、話を聞くことができず、前回、前々回の申請時に姉から聴いた内容からも、審査請求人が入市被爆したことを確認できなかったことが認められる。

オ その他、処分庁は、関係資料の調査も行ったが、審査請求人が入市被爆したことを確認できる資料は見当たらなかったことが認められる。

カ 審査請求人は、昭和20年8月13日に、父の安否確認のため、母及びBと一緒にD周辺に入市したなどと主張しているが、本件審理手続に提出された一件書類を精査しても、審査請求人が入市被爆したことを確認することができる資料は見当たらない。

- (3) 以上のとおり、審査請求人が、法第1条第2号に該当することを客観的に認定するに足りる証拠等は見当たらない。

したがって、処分庁が、審査請求人は法第1条第2号に該当する者とは認められないとして行った本件処分に違法又は不当な点は見受けられない。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（令和7年7月29日）
- 2 第1回審議（令和8年8月6日）
本件審査請求に係る審議を行った。
- 3 第2回審議（令和8年9月1日）
本件審査請求に係る審議を行った。
- 4 第3回審議（令和8年10月6日）
 - (1) 本件審査請求に係る審議を行った。
 - (2) 答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法

第1条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。

(2) 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者

第2条 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。）の都道府県知事に申請しなければならない。

3 都道府県知事は、前2項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。

第49条 この法律の規定（第6条、第51条及び第51条の2を除く。）中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。

(2) 政令

第1条

2 法第1条第2号の政令で定める期間は、広島市に投下された原子爆弾については昭和20年8月20日までとし、長崎市に投下された原子爆弾については同年同月23日までとする。

3 法第1条第2号の政令で定める区域は、原子爆弾が投下された当時の別表第2に掲げる区域とする。

別表第2

一 広島市のうち、楠木町一丁目、楠木町二丁目、楠木町三丁目、三篠本町一丁目、三篠本町二丁目、横川町一丁目、横川町二丁目、横川町三丁目、打越町、山手町、南三篠町、福島町、中広町、上天満町、天満町、西天満町、東観音町一丁目、東観音町二丁目、西観音町一丁目、西観音町二丁目、観音本町、南観音町、広瀬北町、寺町、空鞆町、西引御堂町、広瀬元町、鷹匠町、錦町、横堀町、北榎町、新市町、榎町、西九軒町、西大工町、十日市町、左官町、鍛冶屋町、油屋町、猫屋町、塚本町、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、堺町四丁目、西地方町、西新町、小網町、河原町、舟入町、舟入仲町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、中島本町、材木町、天神町、木挽町、元柳町、中島新町、水主町、吉島町、吉島羽衣町、白島北町、白島中町、白島東中町、白島九軒町、白島西中町、西白島町、東白島町、基町、猿楽町、細工町、横町、鳥屋町、大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、大手町四丁目、大手町五丁目、大手町六丁目、大手町七丁目、大手町八丁目、大手町九丁目、塩屋町、尾道町、紙屋町、研屋町、革屋町、立町、東魚屋町、八丁堀、上流川町、幟町、上柳町、鉄砲町、橋本町、石見屋町、胡町、東胡町、山口町、下柳町、銀山町、弥生町、薬研堀町、斜屋町、下流川町、堀川町、三川町、平田屋町、播磨屋町、西魚屋町、中町、鉄砲屋町、袋町、下中町、新川場町、小町、雑魚場町、国泰寺町、竹屋町、田中町、平塚町、鶴見町、宝町、富士見町、昭和町、平野町、南竹屋町、東千田町、千田町一丁目、千田町二丁目、千田町三丁目、台屋町、京橋町、的場町、金屋町、比治山町、稲荷町、松川町、土手町、桐木町、段原大畑町、段原町、段原東浦町、比治山本町、皆実町一丁目、二葉の里、大須賀町、松原町及び猿猴橋町

- (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）
- 第1条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「法」という。）第2条第1項の規定により被爆者健康手帳の交付を申請しようとする者は、交付申請書（様式第1号）に、その者が法第1条各号のいずれかに該当する事実を認めることができる書類（当該書類がない場合においては、当該事実についての申立書）を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。……を除き、以下同じ。）の都道府県知事（広島市又は長崎市にあっては、当該市の長とする。……を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。
- (4) 被爆者健康手帳の交付に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。
- (5) 法第2条の規定による被爆者健康手帳の交付の事務について、厚生省（現厚生労働省）から「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の施行について」（昭和32年5月14日衛発第387号厚生省公衆衛生局長通達。以下「32年局長通達」という。）及び

「被爆者健康手帳の交付事務について」（昭和51年3月18日衛企第5号厚生省公衆衛生局企画課長通知。以下「51年課長通知」という。）が発出されており、処分庁は、第一号法定受託事務である被爆者健康手帳の交付の申請に対する審査に当たり、32年局長通達及び51年課長通知を、地方自治法第245条の4第1項の技術的助言に相当するものとして参照し、事務を行っている。

- (6) 32年局長通達の記の1では、被爆者健康手帳の交付の申請に当たっての添付書類について、被爆者健康手帳の交付の対象となる被爆者の要件に「該当することを認めることができる書類としては、おおむね次によること」として、「(一) 当時の罹災証明書その他公の機関が発行した証明書 (二) 前号のものがない場合は、当時の書簡、写真等の記録書類 (三) 前二号のものがない場合は、市町村長等の証明書 (四) 前三号のものがない場合は第三者（三親等内の親族を除く。）二人以上の証明書 (五) 前各号のいずれもない場合は、本人以外の者の証明書又は本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書」が掲げられている。
- (7) また、51年課長通知では、「……添付される証明書等の書類は、認定の判断材料であつて、認定はこれらの資料等により被爆の事実を認めた上で行われるべきものである……」とされ、記の1には、「審査は、単なる書面審査にとどまらず、可能な限り申請者本人及び申請者の被爆の事実を証明する証明書を書いた者から事情を聴取する等により事実の確認に努められたいこと。事情聴取に当たっては、申請者の家族に対する手帳交付の有無、その時点において初めて手帳の交付申請を行う理由等についても、は握しておかれたいこと。」とされている。
- (8) なお、32年局長通達及び51年課長通知は、法の施行により廃止された、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和32年法律第41号）に関して発出された通知であるところ、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行について」（平成7年5月15日発健医第158号厚生事務次官通知）の第九の二において、「新法（審査会注：法を指す。）の施行に当たっては、別途通知するものを除き、原爆医療法（審査会注：原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を指す。）及び原爆特別措置法の施行に関してこれまで発出した通知によられたいこと。」とされている。
- (9) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

(1) 事実認定

一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査請求人は、令和5年7月18日、処分庁に対し、同日付け被爆者健康手帳交付申請書（以下「本件申請書」という。）を提出した（本件申請）。

イ 処分庁は、令和5年8月29日、審査請求人の面接聴取を実施した。

ウ 処分庁は、本件申請に対し、法第1条第2号に該当する被爆者健康手帳が交付

される要件に該当する被爆事実の確認ができなかったとして、本件処分を行うことを決定し、本件申請を却下する旨を令和5年12月22日付けで審査請求人に通知した。

エ 審査請求人は、令和6年2月27日付けで、広島県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

(2) 判断

ア 判断枠組みについて

上記第5の1(6)のとおり、32年局長通達では、被爆者健康手帳の交付申請の添付書類について、同手帳の交付対象たる「被爆者」に該当すると認めることができるものとして「(一) 当時の罹災証明書その他公の機関が発行した証明書」「(二) 前号のものがない場合は、当時の書簡、写真等の記録書類」「(三) 前二号のものがない場合は、市町村長等の証明書」「(四) 前三号のものがない場合は第三者（三親等内の親族を除く。）二人以上の証明書」「(五) 前各号のいずれもない場合は、本人以外の者の証明書又は本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書」が挙げられている。

また、51年課長通知は、提出された書類が「認定の判断材料」であるとした上で、行政庁の審査は「単なる書面審査にとどまらず、可能な限り申請者本人及び（中略）証明書を書いた者から事情を聴取する等により事実の確認に努められたい」と定めている。

これらの法令及び通知の構造によれば、手帳交付における被爆事実の認定は、提出された書類が上記(一)から(五)のいずれに該当するかにかかわらず、行政庁が当該書類を端緒として必要な事実確認（職権調査）を行い、提出された全資料及び行政庁の調査によって得られた事実関係を総合的に評価して、被爆の事実が客観的かつ合理的に認められるか否かによって判断されるべきである。

したがって、本件処分が違法又は不当であるかについては、処分庁が法令及び通知の趣旨に則り、提出された資料等に基づく事実確認の調査を十分に尽くしたか、また、その結果得られた全証拠を総合的に評価した処分庁の事実認定に、不合理な点や裁量権の逸脱濫用がないかという観点から検討する。

イ 審査請求人の主張について

審査請求人の主張内容を基に同人の被爆（入市被爆）が認められないとした本件処分が違法又は不当か検討する。

(ア) 入市の日時及び期間について

本件被爆者健康手帳交付申請書及び令和5年8月29日面接聴取票によると、審査請求人は、昭和20年8月13日に、父の安否確認のため、母と一緒に、D周辺で入市被爆したと主張する。

しかしながら、処分庁が、審査請求人と一緒に入市したとされる母が被爆者

健康手帳を取得した際の資料を調査したところ、入市の日時及び期間欄には「昭和20年8月7日 午前9時～10時頃、1日間」との記載があり、審査請求人が入市したと申述する8月13日と相違しており、審査請求人に関する記載もなかったことが認められる。

(イ) 同行者とされるBについて

また、本件被爆者健康手帳交付申請書及び令和5年8月29日面接聴取票によると、審査請求人は、母のほかに、Bと一緒にD周辺で入市被爆したと主張する。

しかしながら、処分庁が、審査請求人と一緒に入市したとされるBについても調査したが、Bに係る資料は見当たらず、また、審査請求人がBの娘であると申述するCは、審査請求人の小学校、中学校の同級生であったことは確認できたものの、B自体を特定することはできなかったことが認められる。

(ウ) 審査請求人の姉による証言について

審査請求人は、審査請求人の姉による令和3年12月15日付け被爆証明書のコピーを提出している。

しかしながら、処分庁は、審査請求人の姉からは、前回の審査請求人の被爆者健康手帳交付申請後に亡くなられたため、話を聞くことができず、前回、前々回の申請時に姉から聴いた内容からも、審査請求人が入市被爆したことを確認できなかったことが認められる。

ウ その他の資料調査について

処分庁は、審査請求人の主張を踏まえ、審査請求人の母及びBの資料にとどまらず、関係資料の調査を行ったが、審査請求人が入市被爆したことが確認できる資料は見当たらなかったことが認められる。

エ 小括

以上のとおり、処分庁が十分な調査を尽くしたものの、審査請求人が、法第1条第2号に該当することを客観的に認定するに足りる証拠等は見当たらない。

したがって、処分庁が、提出された全資料及び調査結果を総合的に評価しても、審査請求人が法第1条第2号に該当する者とは認められないとして行った本件処分が違法又は不当とはいえない。

3 結論

本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

委 員 (部会長)	田	中	聡	子
委 員	井	上	嘉	仁
委 員	保	志	明	子